



ニューヨーク州弁護士／米国特許弁護士

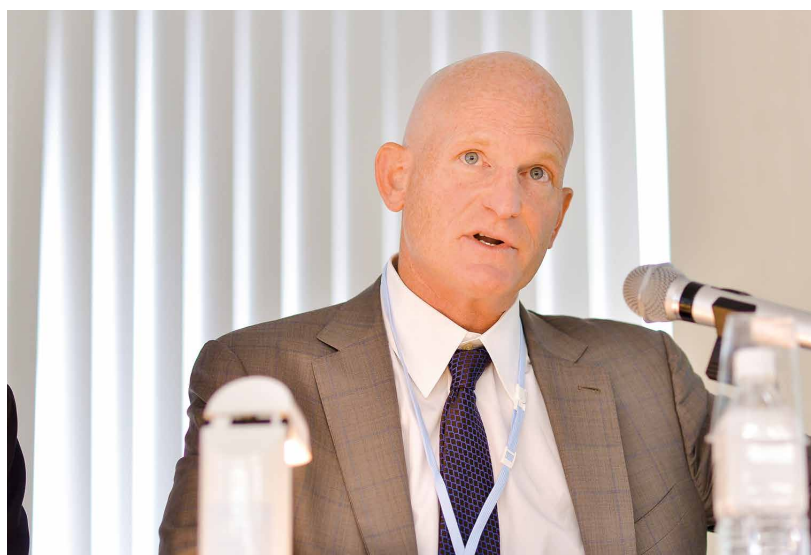
萩原 弘之氏

国際知財訴訟、紛争およびライセンス案件を専門とし、20年以上の豊富な実績と経験を有する。ニューヨークにて長年の訴訟実務経験を積み、現在はファーマ企業のA N D A 訴訟代理、テクノロジー企業のライセンス交渉及び侵害訴訟代理を中心に、世界的有名企業を代理する。Chambers Globalをはじめとする多くの有力弁護士ランキングで、国際知財訴訟分野でトップにランキング。

は？」といった曖昧な質問ではなく、「退職者のメールアドレスは自動削除されるか？もしそうなら、その時期と削除の停止方法は？」『アーカイブは定期的の上書き・消去される？』などと質問すれば、必要な情報を素早く引き出せるはずです（中島氏）。

また、データを保存しているサーバーの所在地も正確に把握する必要があるという。

「例えば、中国国内やEU圏内にあるクラウドサーバーを利用して、いる場合、国外にデータを持ち出すと現地の法律に違反する可能性もあります。現地でデータを精査してから国外に当該データを移動するためにも、世界各地に拠点があるeディスカバリプロバイダーを選ぶことが重要です」（中島氏）。

ロプス&グレイ外国法事務弁護士事務所 シリコンバレーオフィス
パートナー ポリシー・コミティー・メンバー カリフォルニア州弁護士

ジム・バッチェルダー氏

シリコンバレー、サンフランシスコ両オフィスのマネージング・パートナーを務め、現在はRopes & Grayのポリシー・コミティー（経営委員会）メンバー。知財訴訟の法廷弁護士として、The World's Leading Patent Practitioners及びカリフォルニア州 Top Intellectual Property Lawyersなどに選出。各地地裁、ITC及びPTABでの大規模知財訴訟において、25年以上に及ぶ豊富な経験を有する。

**トレードシークレットの保護法
成立とITCの役割拡大**

続いて、ロプス&グレイ外国法事務弁護士事務所シリコンバレーオフィスのジム・バッチェルダー弁護士が、米国のトレードシークレット保護に関する最新情報を報告した。

「今年5月11日に、オバマ大統領の署名を経てトレードシークレ

ト保護法が成立しました。この連邦法は知財分野において本年度最大の成果だと言われ、今まで州ごとにまちまちだったトレードシークレット保護が連邦レベルで統一される最大の特長です（バッチェルダー弁護士）。

また、さらなる重要なトピックとして、ITC（国際貿易委員会）の役割の拡大を挙げた。

非米国企業を取り巻く 米国の民事訴訟と 司法調査の最新動向

トレードシークレット保護法やFTAIAの重要判例などから見る 米国法の現状と日本企業への影響

制作／レクシスネクシス・ジャパン広告出版部

2016年5月、「米国弁護士から学ぶ最新動向～日本企業が知っておくべき特許訴訟と米国司法調査の動向～」と題されたセミナーが、東京にて開催された（エピックシステムズ主催）。

日本企業が行うべき米国eディスカバリへの初動対応から、近年米国において増加しているトレードシークレット訴訟の現状、FCPA（連邦海外腐敗行為防止法）をはじめとする司法調査の最新動向、さらに日本企業に有益な反トラスト法の判例まで、米国の弁護士らが最前線のトピックを紹介した。

自らが米国の特許訴訟や司法調査の対象となるリスクを認識している日本企業は増加傾向にあるが、eディスカバリの初動におけるリスクの大きさを理解している企業はまだ少ないのが現状だ。最初に登場したエピックシステムズ社の中島大輔氏は、世界最大級のeディスカバリプロバイダーの観点から日本企業にアドバイスを送った。

「eディスカバリでは情報開示

の義務だけでなく、事案に関連する可能性のある全データを消去・変更せずに保全する義務も課されます。そのため、早い段階から、社内サーバーやアーカイブなどを管理するIT部門との連携が重要になります」（中島氏）。

IT部門と協働するうえで、具体的な質問をすることが肝要だと中島氏は語る。

「例えば、『データ消去の仕組み

エピックシステムズ合同会社
グローバルeディスカバリソリューション 日本統括部長

中島 大輔氏

日本企業に特化したeディスカバリ対応の支援を8年以上行っており、反トラスト、特許侵害案件等をはじめとする幅広い案件対応の経験を持つ。日本企業特有の問題点や悩みを熟知し、リスクとコストを下げるeディスカバリ初期段階の対応に注力している。

お問い合わせ：info-japan@epiqsystems.com



ロープス&グレー外国法事務弁護士事務所 ポストンオフィス パートナー
ニューヨーク州/コロンビア特別区/マサチューセッツ州弁護士

ジェーン・ウィリス氏

集団訴訟をはじめ、複雑なビジネス訴訟を専門とする。反トラスト法、医療法及びM&A取引関連紛争に精通しており、反トラスト及び知的財産に関してもアドバイスを提供する。代表的なクライアントには株式公開会社、不動産投資信託、病院及び医療制度関連機関、並びにプライベートエクイティ・ファンドが挙げられる。また、医療、家庭用電化製品、コンシューマ製品、スポーツ、運輸及び不動産等の幅広い業界における豊富な経験を有する。

同事務所ポストンオフィスのジェーン・ウィリス弁護士は、非米国企業に対する米国反トラスト法の適用範囲を制限するFTAI A（外国取引反トラスト改善法）に関する新展開として、2014年のモトローラ事件の影響を取り上げた。

「複数の争点がある中で、米国外で価格交渉された部品を米モトローラ社の海外子会社が購入・最終製品化して、モトローラ社が米国内で販売したケースについては、カルテル行為の直接的効果の存在が認められませんでした。『価格操作の影響が、多くのフィルターでろ過された』とするこの判決は、米国外に子会社を有する日本企業にとって大きな意味を持ちます」（ウィリス弁護士）。

また、同判決を通じて、ウィリス弁護士は「価格交渉が行われた場所」

「2011年に中国で中国企業による米国企業の営業秘密不正流用が発生した事案で、ITCは行為停止命令と不正流用の影響を受けている製品の米国への輸入全面禁止を行いました。米国外にまで管轄を広げたのは、これが初めてです」（パッチェルダール弁護士）。

「例えば今年、対人管轄権について『特許権者は特別管轄権を根拠に、ジェネリック薬品企業によるANDAのファイリング自体が、将来対象薬品を各州で販売する意思の表れである」とみなし、各州どの法廷地でもANDAファイラーのジェネリック企業をハッチワックスマン法で、提訴できる』としたデラウェア地裁判決が、連邦巡回控訴裁判所に支持され、新業特許権者の立場を守る判決例が維持されました。しかし、特許権をめぐる裁判所及び議会での戦いはまだ続いており、不確定要素もあるため、特許権を持つ日本企業は今後の判例の動きにも注意が必要でしょう」（萩原弁護

士）。

「昨年11月、元連邦検事をコンプライアンス担当官に任命し、企業のコンプライアンス・プログラム評価にも注力し始めました。同担当官はすべての企業調査案件の事件解決に関与して違反行為発生時点で企業が実施していたプログラム、及び違反行為発覚後の是正措置も重点的に評価します。企業側としては、コンプライアンス体制の整備はもちろん、関係者へのインタビューや書類検証といったDOJの要求

にも対応する必要があります」（藤弁護士）。

このような強化施策の一方で、DOJはFCPA取締り試験プログラムを通じてDOJに自主的に申告し、調査に協力した企業に対する最大50%の罰金減額などの優遇処置も明確化している。

日本企業に有益なFTAI Aに関する判決の影響



ロープス&グレー外国法事務弁護士事務所 東京オフィス パートナー
ニューヨーク州弁護士

藤 かえで氏

ホワイトカラー事件における刑事弁護、企業の内部調査及びコンプライアンスを専門とし、米司法省及びその他の規制当局による反トラスト刑事調査における国際企業及びその幹部の代理における豊富な経験を有する。更に、腐敗行為問題についてアドバイスを提供し、クライアント企業の従業員に対する企業コンプライアンス研修プログラムも行っている。



リス弁護士）。

最後に、日本の製造業にも大きく関係する家電案件のクラス承認について解説し、多くの最新情報が盛り込まれた全セッションが終了した。

クラスアクションにおけるクラス承認にも新たな展開が

さらに、クラスアクションに関して、今年3月に米国最高裁が出したクラス承認テストにおける判決を紹介した。

「業務に必要な防護服の着脱に要する時間の給与不払いで従業員が企業を提訴したケースで、原告側はサンプルとして従業員52名の平均着脱所要時間を計測し、その結果を典型証拠として損害額の立証を試みました。これに対し、最高裁は『全従業員は同様の状況下であり、当該サンプルは妥当』として、クラス承認を認めています。最高裁がクラスアクションで平均値の使用を認めたこの判決によって、今後の反トラスト・クラスアクションにも影響が生じると予測されます」（ウィ